

重要事項説明書（介護保険）

あなたに対する訪問看護サービスの提供開始にあたり、厚生省令第37号第74条、第8条に基づいて、当事業者があなたに説明すべき重要事項は次のとおりです。

1. 事業者概要

事業者名称	株式会社 アイデル
主たる事務所の所在地	奈良県大和高田市西坊城51-1
法人種別	株式会社
代表者名	吉川 景一郎
設立年月日	2012年1月27日
電話番号	0745-43-5210
ホームページアドレス	http://www.aidel.co.jp

2. ご利用事業所

ご利用事業所の名称	アイデルリハビリ訪問看護ステーション
指定番号	奈良県 2960890156号
所在地	奈良県大和高田市西坊城51-1
電話番号	0745-43-7180
開設年月日	2012年8月1日
管理者の氏名	竹村 民江
サービス提供地域	大和高田市、橿原市、葛城市、御所市、高取町、明日香村、広陵町、その他応談

3. 事業の目的と運営方針

<p><理念></p> <p>私たちは、利用者にいつも優しく、生活の質の確保に資する見地から在宅利用者に最良の訪問看護サービスを提供します。また、心身の機能の保持、増進、快復をはかり、疾病や障害による影響を最小限にとどめ、家庭における療養生活を支援します。</p>
<p><基本方針></p> <ol style="list-style-type: none">1. 利用者の心身の苦痛や障害の軽減のために行動し、利用者および家族が必要とする質の高い看護を適切かつ安全に提供します。2. 疾病をもちながら在宅療養する利用者と看護を提供する看護職は共に生きる人間として同等であることを念頭におき、人権を尊重し懇切丁寧を旨といたします。3. 地域との結びつきを重視し、他の保健・医療または福祉サービスと共存共栄して事業が展開できるように努めます。4. 利用者の生活の質の向上とともに経済的効率を考慮し、常に研究的姿勢に努めます。5. 訪問看護が地域社会において評価されるよう自己研鑽に努めます。

4. ご利用事業所の職員体制

事業所の職種、従業員数	勤務の体制
看護師 5名	常勤4名、非常勤1名 昼勤（午前9時～午後17時）
理学療法士 4名	常勤1名 非常勤3名 昼勤（午前9時～午後17時）
作業療法士 5名	常勤4名、非常勤1名 昼勤（午前9時～午後17時）
言語聴覚士 1名	常勤1名 昼勤（午前9時～午後17時）
事務員 1名	非常勤1名 昼勤（午前9時～午後17時）

5. 営業時間

営業日	月、火、水、木、金
営業時間	8時30分～17時30分

6. 提供するサービス内容

介護保険、自費による訪問看護サービスがあります

(1) 提供するサービスの内容について

サービス区分と種類	サービスの内容
訪問看護計画の作成	医師の指示及び利用者に係る居宅介護支援事業者が作成した居宅サービス計画（ケアプラン）に基づき、利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた訪問看護計画を作成します。
訪問看護の提供	訪問看護計画に基づき、訪問看護を提供します。 具体的な訪問看護の内容 ① 健康状態の観察とアドバイス。生活指導 ② 日常生活の支援（食事・排泄・身体の清潔への援助） ③ 認知症介護の相談 ④ 理学療法士等によるリハビリテーション ⑤ 家族への介護指導、支援、相談 ⑥ 医師の指示による医療処置 医療機器の管理 ⑦ ターミナルケア

（訪問看護の一環としてのリハビリテーションを中心としたものである場合、看護職員の代わりに理学療法士等が行うことがあります。その場合は看護職員が定期的に訪問します。）

(2) 看護職員の禁止行為

看護職員はサービスの提供に当たって、次の行為は行いません。

- ① 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- ② 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- ③ 利用者の同居家族に対するサービス提供

- ④ 利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食
- ⑤ 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く）
- ⑥ その他利用者又は家族等に対して行なう宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

7. 利用料

- (1) 介護保険の適用を受けるサービス（利用料1～3割が自己負担）
- (2) その他の費用（全額自己負担）
があります。

(1) 介護保険の適用を受けるサービス

訪問看護・介護予防訪問看護サービス

* 1単位…10.21円（7級地）

訪問看護サービスに対する自己負担金…1割～3割（負担割合証に準ずる）

※介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用については、全額自己負担となります

サービスの提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間）を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業者にお知らせください。

予防訪問看護（要支援）

サービス所要時間	基本料金	夜間・早朝料金	深夜料金
20分未満	303単位	379単位	455単位
30分未満	451単位	564単位	677単位
30分以上1時間未満	794単位	993単位	1190単位
1時間以上1時間30分未満	1090単位	1363単位	1635単位

訪問看護（要介護）

サービス所要時間	基本料金	夜間・早朝料金	深夜料金
20分未満	314単位	393単位	471単位
30分未満	471単位	589単位	707単位
30分以上1時間未満	823単位	1029単位	1235単位
1時間以上1時間30分未満	1128単位	1410単位	1692単位

リハビリテーション（要支援）

サービス所要時間	基本料金	夜間・早朝料金	深夜料金
20分×2回（40分）	568単位	—	—
事業所減算	1回につき -8単位	—	—
12月超減算（1年を超えた場合）	1回につき -15単位	—	—

リハビリテーション（要介護）

サービス所要時間	基本料金	夜間・早朝料金	深夜料金
20分×2回（40分）	588単位	—	—
20分×3回（60分）	795単位	—	—
事業所減算	1回につき -8単位	—	—

提供時間帯名	早朝	夜間	深夜
時間帯	午前6時から 午前8時まで	午後6時から 午後10時まで	午後10時から 午前6時まで

○サービスの加算料金

初回加算（Ⅰ） 退院した日に訪問		350単位
初回加算（Ⅱ） 退院した日の翌日以降の訪問		300単位
特別管理加算（Ⅰ）（1月につき）		500単位
特別管理加算（Ⅱ）（1月につき）		250単位
緊急時訪問看護加算1（1月につき）		600単位
緊急時訪問看護加算2（1月につき）		574単位
専門管理加算		250単位
ターミナルケア加算（死亡月）		2,500単位
複数名 訪問加算	所要時間30分未満の場合（2人の看護師）	254単位
	所要時間30分以上の場合（2人の看護師）	402単位
	所要時間30分未満の場合（1人の看護師と1人の看護補助者）	201単位
	所要時間30分以上の場合（1人の看護師と1人の看護補助者）	317単位
長時間訪問看護加算		300単位
退院時共同指導加算		600単位
看護・介護職員連携強化加算		250単位

- ※ サービス提供時間数は、実際にサービス提供に要した時間ではなく、居宅サービス計画及び訪問看護計画に位置付けられた時間数（計画時間数）によるものとします。なお、計画時間数とサービス提供時間数が大幅に異なる場合は、利用者の同意を得て、居宅サービス計画の変更の援助を行うとともに訪問看護計画の見直しを行います。
- ※ 主治の医師（介護老人保健施設の医師を除く）から、急性増悪等により一時的に頻回の訪問看護を行う必要がある旨の特別の指示を受けた場合は、その指示の日から14日間に限って、介護保険による訪問看護費は算定せず、別途医療保険による提供となります。

（2） その他の費用（全額自己負担）

- ① 介護保険の支給限度額を超えるサービス
- ② 保険外のサービス

利用料は利用者の全額自己負担となります。

30分毎…4500円

③ 交通費（訪問エリア外） 1kmあたり 50円

④ その他 サービスを提供するために使用する、衛生材料及び水道、ガス、電気等の費用は利用者の負担となります。

8. キャンセル料

訪問予定時間 2 時間前までの連絡に対してのキャンセル料は掛かりません。
担当者が利用者の自宅に到着した場合は、キャンセル料は利用者負担額の 100%
*利用者負担割合が 0%の場合は、サービス費用総額の 10%に相当する。
*利用者の容態急変等の緊急の場合や、やむを得ない事情がある場合には不要です。

9. 支払方法

月締めで請求書にてご連絡させていただきます。担当者に直接お支払い下さい。入金後、領収証を発行します。

10. 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	管理者：竹村民江
-------------	----------

- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
- (3) 苦情解決体制を整備しています。
- (4) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- (5) 介護相談員を受入れます。
- (6) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。（次項 11「秘密の保持と個人情報の保護」には該当しません）

11. 秘密の保持と個人情報の保護について

① 利用者及びその家族に関する秘密の保持について	<ul style="list-style-type: none">① 事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」及び「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取扱いに努めるものとします。② 事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。③ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。④ 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又
--------------------------	--

	<p>はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。</p>
<p>② 個人情報の保護について</p>	<p>① 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。</p> <p>② 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。</p> <p>③ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）</p>

12. 苦情申立窓口

(1) 当事業所 苦情相談窓口（看護師 竹村 民江、作業療法士 吉川 景一郎）
電話 0745-43-7180

(2) その他、当事業所以外に、市町村の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

市町村名 大和高田市、橿原市、葛城市、御所市、高取町、明日香村、広陵町等

大和高田市役所 介護保険課

電話 0745-22-1101

橿原市役所 長寿介護課

電話 0744-22-4001

葛城市役所 新庄庁舎 長寿福祉課

電話 0745-44-5104

御所市役所 健康増進課

電話 0745-62-3001

高取町役場 住民福祉課 保健福祉グループ

電話 0744-52-3334

明日香村役場 住民課 健康福祉グループ

電話 0744-54-2282

広陵町役場 福祉部福祉課

電話 0745-55-6771

奈良県国民健康保険団体連合会 苦情、相談窓口
電話 0120-21-6899

13. 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容態の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医、救急隊、親族、居宅介護支援事業者および市町村等へ連絡をします。

14. 損害賠償保険への加入

当事業所は、以下の損害賠償保険に加入しています。

三井住友海上（取扱代理店、有限会社 訪問看護事業共済会）
訪問看護事業者総合補償制度（訪問看護事業者賠償責任保険、管理者・職員傷害保険、
管理者・職員感染症見舞金補償）

令和 年 月 日

(乙) 当事業者は、甲1に対する居宅介護サービスの提供開始に当たり、甲1 に
甲2

対してサービス内容説明書及び重要事項説明書に基づいて、サービス内容及び重要事項を説明しました。

(乙) 居宅サービス事業者 株式会社 アイデル

主たる事務所所在地 奈良県大和高田市西坊城 51-1

名称 アイデルリハビリ訪問看護ステーション 印

説明者 氏名 印

(甲) 私は、サービス内容説明書及び重要事項説明書に基づいて、甲からサービス内容及び重要事項の説明を受けました。

(甲1) 利用者

住所

氏名

印

(甲2) 利用者の家族または代理人

住所

氏名

印